

法務省民事局参事官室 御中

平成25年6月17日
特定非営利活動法人 消費者機構日本
理事長 芳賀 唯史
住所 〒102-0085
東京都千代田区六番町 15
主婦会館プラザエフ 6階
電話 03-5212-3066
(担当 磯辺)

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に関する意見

1. 「第1、2、(2)」いわゆる暴利行為

【中間試案】

(2) 相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用して、著しく過大な利益を得、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、無効とするものとする。

(注) 上記(2)（いわゆる暴利行為）について、相手方の窮迫、軽率又は無経験に乗じて著しく過大な利益を獲得する法律行為は無効とする旨の規定を設けるという考え方がある。また、規定を設けないという考え方がある。

【意見】

中間試案のように、いわゆる暴利行為を無効とする規定を置くことに賛成である。ただし、「著しく過大な」を「不当な」「過当な」といった文言にすべきである。

【理由】

これまで、暴利行為の柔軟な適用で、投資まがい商法などによる高齢者をはじめとした消費者被害の救済がはかられてきた。暴利行為について、要件や考慮要素を条文で明らかにしておくことは、被害救済のみならず、暴利行為の防止にも資するものとする。

ただし、「著しく過大な」という部分は、消費者被害の救済の観点から言えば、過重である印象を否めない。明文化することで、救済の対象が狭められることのないよう、「不当な」「過当な」といった文言にすべきである。

2. 「第3、2、(2)イ」不実の表示

【中間試案】

(2) 目的物の性質、状態その他の意思表示の前提となる事項に錯誤があり、かつ、次のいずれかに該当する場合において、当該錯誤がなければ表意者はその意思表示をせず、かつ、通常人であってもその意思表示をしなかったであろうと認められるときは、表意者は、その意思表示を取り消すことができるものとする。

イ 表意者の錯誤が、相手方が事実と異なることを表示したために生じたものであるとき。

【意見】

本規定をおくことに賛成である。

【理由】

事実と異なる表示により、誤認して契約に至る可能性は高く、実際の契約内容が表意者にとって不相当となる場合、契約を取り消すことができるようにすることは必要であると考えるため。

3. 「第3、3、(2)」詐欺取消

【中間試案】

3 詐欺（民法第96条関係）

民法第96条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができるものとする。

(2) 相手方のある意思表示において、相手方から契約の締結について媒介をすることの委託を受けた者又は相手方の代理人が詐欺を行ったときも、上記(1)と同様とする（その意思表示を取り消すことができる）ものとする。

(3) 相手方のある意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、上記(2)の場合を除き、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができるものとする。

(4) 詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができないものとする。

（注）上記(2)については、媒介受託者及び代理人のほか、その行為について相手方が責任を負うべき者が詐欺を行ったときも上記(1)と同様とする旨の規定を設けるという考え方がある。

【意見】

媒介受託者と代理人が詐欺を行ったときも、(1)と同様に取り消すことができるようにすることに賛成である。さらに、相手方が当該意思表示に関し使用した補助的地位にある者（相手方が責任を負うべき者）による詐欺も対象とすべきである。

4. 「第7、2」消滅時効期間

【中間試案】

2 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

【甲案】 「権利を行使することができる時」（民法第166条第1項）という起算点を維持した上で、10年間（同法第167条第1項）という時効期間を5年間に改めるものとする。

【乙案】 「権利を行使することができる時」（民法第166条第1項）という起算点から10年間（同法第167条第1項）という時効期間を維持した上で、「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時（債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因及び債務者を知っていたときは、権利を行使することができる時）」という起算点から「3年間／4年間／5年間」という時効期間を新たに設け、いずれかの時効期間が満了した時に消滅時効が完成するものとする。

（注）【甲案】と同様に「権利を行使することができる時」（民法第166条第1項）という起算点を維持するとともに、10年間（同法第167条第1項）という時効期間も維持した上で、事業者間の契約に基づく債権については5年間、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権については3年間の時効期間を新たに設けるという考え方がある。

【意見】

（注）の案に賛成である。

原則的な時効期間は10年間から短縮する必要はない。事業者間の契約にもとづく債権の時効期間は5年間、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権については3年間とすべきと考える。

5. 「第8、4、(1)」法定利率

【中間試案】

(1) 変動制による法定利率

民法第404条が定める法定利率を次のように改めるものとする。

ア 法改正時の法定利率は年〔3パーセント〕とするものとする。

イ 上記アの利率は、下記ウで細目を定めるところに従い、年1回に限り、基準貸付利率（日本銀行法第33条第1項第2号の貸付に係る基準となるべき貸付利率をいう。以下同じ。）の変動に応じて〔0.5パーセント〕の刻みで、改定されるものとする。

ウ 上記アの利率の改定方法の細目は、例えば、次のとおりとするものとする。

(ア) 改定の有無が定まる日（基準日）は、1年のうち一定の日に固定して定めるものとする。

(イ) 法定利率の改定は、基準日における基準貸付利率について、従前の法定利率が定まった日（旧基準日）の基準貸付利率と比べて〔0.5パーセント〕以上の差が生じている場合に、行われるものとする。

(ウ) 改定後の新たな法定利率は、基準日における基準貸付利率に所要の調整値を加えた後、これに〔0.5パーセント〕刻みの数値とするための所要の修正を行うことによって定めるものとする。

（注1）上記イの規律を設けない（固定制を維持する）という考え方がある。

（注2）民法の法定利率につき変動制を導入する場合における商事法定利率（商法第514条）の在り方について、その廃止も含めた見直しの検討をする必要がある。

【意見】

中間試案に反対である。

【理由】

法定利率は、損害賠償等の際の遅延損害金率としての意味を持ち、損害賠償の補填的機能を事実上有しているため、現行の5%を引き下げることに反対である。また、消費者契約法の遅延損害金率（14.6%）と比較しても、必ずしも年5%の法定利率が高いとはいえない。

6. 「第11、2」複数契約の解除

【中間試案】

2 複数契約の解除

同一の当事者間で締結された複数の契約につき、それらの契約の内容が相互に密接に関連付けられている場合において、そのうちの契約に債務不履行による解除の原因があり、これによって複数の契約をした目的が全体として達成できないときは、相手方は、当該複数の契約の全てを解除することができるものとする。

(注) このような規定を設けないという考え方がある。

【意見】

複数契約の解除を認めることに賛成。ただし、「同一の当事者間で締結された」ものに限定するべきではない。

【理由】

一の契約に解除原因があり、それによって複数の契約を締結した目的を達成できない場合に、複数の契約全部を解除することができる規定を置くことに賛成である。しかし、同一の当事者間において複数の契約が締結されるケースだけではなく、異なる当事者間において複数の契約が締結される事例もある。規定の適用を逃れるために、あえて契約当事者を複雑にする危険性もあるので、同一の当事者間に限定するべきではない。

7. 「第17、6」保証人保護の拡充

【中間試案】

6 保証人保護の方策の拡充

(1) 個人保証の制限

次に掲げる保証契約は、保証人が主たる債務者の[いわゆる経営者]であるものを除き、無効とするかどうかについて、引き続き検討する。

ア 主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務(貸金等債務)が含まれる根保証契約であって、保証人が個人であるもの

イ 債務者が事業者である貸金等債務を主たる債務とする保証契約であって、保証人が個人であるもの

(2) 契約締結時の説明義務、情報提供義務

事業者である債権者が、個人を保証人とする保証契約を締結しようとする場合には、保証人に対し、次のような事項を説明しなければならないものとし、債権者がこれを怠ったときは、保証人がその保証契約を取り消すことができるものとするかどうかについて、引き続き検討する。

ア 保証人は主たる債務者がその債務を履行しないときにその履行をする責任を負うこと。

イ 連帯保証である場合には、連帯保証人は催告の抗弁、検索の抗弁及び分別の利益を有しないこと。

ウ 主たる債務の内容(元本の額、利息・損害金の内容、条件・期限の定め等)

エ 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合には、主たる債務者の[信用状況]

(3) 主たる債務の履行状況に関する情報提供義務

事業者である債権者が、個人を保証人とする保証契約を締結した場合には、保証人に対し、以下のような説明義務を負うものとし、債権者がこれを怠ったときは、その義務を怠って

いる間に発生した遅延損害金に係る保証債務の履行を請求することができないものとするかどうかについて、引き続き検討する。

ア 債権者は、保証人から照会があったときは、保証人に対し、遅滞なく主たる債務の残額〔その他の履行の状況〕を通知しなければならないものとする。

イ 債権者は、主たる債務の履行が遅延したときは、保証人に対し、遅滞なくその事実を通知しなければならないものとする。

(4) その他の方策

保証人が個人である場合におけるその責任制限の方策として、次のような制度を設けるかどうかについて、引き続き検討する。

ア 裁判所は、主たる債務の内容、保証契約の締結に至る経緯やその後の経過、保証期間、保証人の支払能力その他一切の事情を考慮して、保証債務の額を減免することができるものとする。

イ 保証契約を締結した当時における保証債務の内容がその当時における保証人の財産・収入に照らして過大であったときは、債権者は、保証債務の履行を請求する時点におけるその内容がその時点における保証人の財産・収入に照らして過大でないときを除き、保証人に対し、保証債務の〔過大な部分の〕履行を請求することができないものとする。

【意見】

中間試案に提案されているように、個人の保証人保護を拡充するべきである。個人保証は原則無効となることとし、例外的に有効となる場合を列記することが望ましい。

【理由】

個人保証にともなう被害の実情をふまえ、保証人保護をすすめるべき。

8. 「第26、4」信義則等の適用に当たっての考慮要素

【中間試案】

4 信義則等の適用に当たっての考慮要素

消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）のほか、情報の質及び量並びに交渉力の格差がある当事者間で締結される契約に関しては、民法第1条第2項及び第3項その他の規定の適用に当たって、その格差の存在を考慮しなければならないものとする。

（注）このような規定を設けないという考え方がある。また、「消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）のほか、」という例示を設けないという考え方がある。

【意見】

当事者間の情報力、交渉力の格差を、考慮要素とすることに賛成である。

【理由】

消費者契約はもちろんのこと、事業者間でも事業の規模・業種、事業の内容と契約内容の関連性などから情報力・交渉力の格差が認められる場合も多く、信義則等の適用にあたって考慮要素とすべきである。

9. 「第27、2」 契約締結過程における情報提供義務

【中間試案】

2 契約締結過程における情報提供義務

契約の当事者の一方がある情報を契約締結前に知らずに当該契約を締結したために損害を受けた場合であっても、相手方は、その損害を賠償する責任を負わないものとする。ただし、次のいずれにも該当する場合には、相手方は、その損害を賠償しなければならないものとする。

(1) 相手方が当該情報を契約締結前に知り、又は知ることができたこと。

(2) その当事者の一方が当該情報を契約締結前に知っていれば当該契約を締結せず、又はその内容では当該契約を締結しなかったと認められ、かつ、それを相手方が知ることができたこと。

(3) 契約の性質、当事者の知識及び経験、契約を締結する目的、契約交渉の経緯その他当該契約に関する一切の事情に照らし、その当事者の一方が自ら当該情報を入手することを期待することができないこと。

(4) その内容で当該契約を締結したことによって生ずる不利益をその当事者の一方に負担させることが、上記(3)の事情に照らして相当でないこと

(注) このような規定を設けないという考え方がある。

【意見】

情報提供義務の規定を置くことは必要だが、改定試案の条文案は賠償する責任を負わないとの原則規定となっており、そのような規定には反対である。契約をするか否かの判断に通常影響を及ぼす情報については提供義務があることを示し、その義務を果たしていない場合は損害賠償義務が生じるとの趣旨で規定化すべきと考える。

【理由】

消費者契約など、情報力に格差がある当事者間の契約締結にあたって、契約するか否かの判断に影響を及ぼす情報が提供されず、被害が発生する事例が多いため。

10. 「第30」 約款規制

【中間試案】

1 約款の定義

約款とは、多数の相手方との契約の締結を予定してあらかじめ準備される契約条項の総体であって、それらの契約の内容を画一的に定めることを目的として使用するものをいうものとする。

(注) 約款に関する規律を設けないという考え方がある。

2 約款の組入要件の内容

契約の当事者がその契約に約款を用いることを合意し、かつ、その約款を準備した者（以下「約款使用者」という。）によって、契約締結時まで、相手方が合理的な行動を取れば約款の内容を知ることができる機会が確保されている場合には、約款は、その契約の内容となるものとする。

(注) 約款使用者が相手方に対して、契約締結時まで約款を明示的に提示することを原則的な要件として定めた上で、開示が困難な場合に例外を設けるとする考え方がある。

3 不意打ち条項

約款に含まれている契約条項であって、他の契約条項の内容、約款使用者の説明、相手方の知識及び経験その他の当該契約に関する一切の事情に照らし、相手方が約款に含まれていることを合理的に予測することができないものは、上記2によっては契約の内容とはならないものとする。

4 約款の変更

約款の変更に関して次のような規律を設けるかどうかについて、引き続き検討する。

(1) 約款が前記2によって契約内容となっている場合において、次のいずれにも該当するときは、約款使用者は、当該約款を変更することにより、相手方の同意を得ることなく契約内容の変更をすることができるものとする。

ア 当該約款の内容を画一的に変更すべき合理的な必要性があること。

イ 当該約款を使用した契約が現に多数あり、その全ての相手方から契約内容の変更についての同意を得ることが著しく困難であること。

ウ 上記アの必要性に照らして、当該約款の変更の内容が合理的であり、かつ、変更の範囲及び程度が相当なものであること。

エ 当該約款の変更の内容が相手方に不利益なものである場合にあっては、その不利益の程度に応じて適切な措置が講じられていること。

(2) 上記(1)の約款の変更は、約款使用者が、当該約款を使用した契約の相手方に、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容を合理的な方法により周知することにより、効力を生ずるものとする。

5 不当条項規制

前記2によって契約の内容となった契約条項は、当該条項が存在しない場合に比し、約款使用者の相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重するものであって、その制限又は加重の内容、契約内容の全体、契約締結時の状況その他一切の事情を考慮して相手方に過大な不利益を与える場合には、無効とする。

(注) このような規定を設けないという考え方がある。

【意見】

中間試案に示された趣旨で、約款に関する規定を置くことに賛成する。ただし、組み入れ要件については、原則として契約締結前の一定の時期までに約款の内容を知ることができるとすべきである。さらに、典型的な不当条項をリスト化し無効とすべきである。

【理由】

約款は、契約当事者のうち情報力に勝る一方が作成する場合が多く、他の一方当事者はその内容を受け入れるか契約から離脱することしかできないことが多い。そのような実情から、約款について、一定の規律を設ける必要性は高い。

約款の内容を知りうる時期が、契約締結時までとすると、実質的には契約締結を行うことがほぼ合意された段階で、初めて約款が提示されるケースが出てくることが懸念される。このようなタイミングで、約款を提示されても消費者は十分な検討が出来ない。契約締結過程において、消費者が約款の内容を吟味できる一定の期間を確保できるように規定すべきである。

また、約款の中には、無限定に一方的変更ができる旨を定めているものも多く、変更できる理由や範囲を明示する必要性は高い。

11. 「第37、1、(4)」「第37、6、(2)」

【中間試案】

第37 消費貸借

1 消費貸借の成立等（民法第587条関係）

民法第587条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、書面でする消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその物を受け取った後にこれと種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずるものとする。

(3) 消費貸借がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その消費貸借は、書面によってされたものとみなすものとする。

(4) 上記(2)又は(3)の消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、その消費貸借の解除をすることができるものとする。この場合において、貸主に損害が生じたときは、借主は、その損害を賠償しなければならないものとする。

(5) 上記(2)又は(3)の消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失うものとする。

（注）上記(4)第2文については、規定を設けない（解釈に委ねる）という考え方がある。

（中略）

6 期限前弁済（民法第591条第2項、第136条第2項関係）

民法第591条第2項の規律を次のように改めるものとする。

(1) 当事者が返還の時期を定めなかったときは、借主は、いつでも返還をすることができるものとする。

(2) 当事者が返還の時期を定めた場合であっても、借主は、いつでも返還をすることができるものとする。この場合において、貸主に損害が生じたときは、借主は、その損害を賠償しなければならないものとする。

【意見】

「中間試案第37、1、(4)」の後段、「中間試案第37、6、(2)」の後段のいずれも、「貸主に損害が生じた時は、借主は、その損害を賠償しなければならない」としている。大規模事業者間の取引の場合にはありうる規定と考えるが、消費者借主や中小企業借主もその対象となることに反対である。

【理由】

「中間試案第37、1、(4)」の後段については、引渡前解除権行使にともなう損害について賠償義務を一般化すると、無用の借入を防止する等の観点から認められている引渡前解除権の行使を躊躇させることになるため。

「中間試案第37、6、(2)」の後段については、期限前弁済によって貸主に生じた損害を賠償する義務が一般化すると、期限前弁済を委縮させてしまうことが危惧される。住宅ローンの繰り上げ返済の場合など、手数料程度で繰り上げ返済が認められている現状から考えても、損害賠償義務の一般化は消費者借主にとって不利益な結果を招くことが心配である。

12. 「第41、6」準委任

【中間試案】

6 準委任（民法第656条関係）

(1) 民法第656条の規律を維持した上で、次のように付け加えるものとする。

法律行為でない事務の委託であって、[受任者の選択に当たって、知識、経験、技能その他の当該受任者の属性が主要な考慮要素になっていると認められるもの以外のもの]については、前記1（自己執行義務）、民法第651条、第653条（委任者が破産手続開始の決定を受けた場合に関する部分を除く。）を準用しないものとする。

(2) 上記(1)の準委任の終了について、次の規定を設けるものとする。

当事者が準委任の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、準委任契約は、解約の申入れの日から[2週間]を経過することによって終了する。

当事者が準委任の期間を定めた場合であっても、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、直ちに契約の解除をすることができる。この場合において、その事由が当事者の一方の過失によって生じたものであるときは、相手方に対して損害賠償の責任を負う。

無償の準委任においては、受任者は、いつでも契約の解除をすることができる。

(注) 民法第656条の現状を維持するという考え方がある。

【意見】

民法第656条の現状を維持することに賛成である。

【理由】

多様な役務契約が存在し、任意解約をめぐる紛争が多く発生している現状を考えると、現在より準委任の任意解除権をせばめることは、消費者の被害回復をいっそう困難にするものであると考えられるため。

以上